

職務内容書（日本学術会議監事）

日本学術会議監事

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

- ・ 昨年6月、日本学術会議法（令和7年法律第70号。以下「法」という。）が成立・公布され、本年10月の施行に向けて、日本学術会議の法人化の準備を進めているところ。

法人化後は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的として、活動することとされている。

- ・ 今回、公募を行う監事は、日本学術会議が、国によってその業務の財源に充てるため必要と認める金額を措置されうる法人となることから、他の特殊法人や独立行政法人等と同様に、法に基づいて置くこととされている法人の役員である。

他の役員（会長及び副会長）とは異なり、法人の活動の学術的な内容・価値を判断することはなく、その運営に直接携わるものではないが、他の役員等と適切に意思疎通を図りつつ、独立の立場から、

—法人の業務が法令等に従って適正に実施されているかどうか

—法第1条の目的及び法第42条に規定する中期的な活動計画に定める目標の着実な達成に向けて効率的かつ効果的に業務が実施されているかどうか

等を監査することで、日本学術会議が上記目的の達成に向けて適法・適正に運営されるために御尽力いただける人材を求めたい。

1. 機関名：日本学術会議

（法人の業務概要）

当法人は、法に基づき、令和8年10月に設立予定の特殊法人であり、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、次の（1）～（6）の業務を行うことにより、学術の向上発達を

図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的とするものである。

- (1) 学術に関する重要事項について、政府からの諮問への答申及び政府への勧告を行うこと。
- (2) 学術に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- (3) 大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。
- (4) 学術に関する国民の関心及び理解の増進その他の学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備を図ること。
- (5) 学術に関する外国の団体及び国際団体との交流に関する業務を行うこと。
- (6) 上記の業務に附帯する業務を行うこと。

2. ポスト：監事（非常勤） 1ポスト1名

（任期：令和8年10月1日～令和10年度財務諸表の承認の日（令和11年5～7月頃）。ただし、再任の可能性あり。）

3. 職務内容

会長、副会長その他の会員及び職員と適切に意思疎通を図りつつ、当法人の業務内容の法令遵守状況・適正性、経理や契約の適正性など業務全般について、公正普遍の態度及び独立の立場で監査する任務を負う。主な職務内容は次のとおり。

(1) 業務内容の法令遵守状況・適正性

業務の適正かつ効果的・効率的な運営を確保するため、年度ごとに監査方針、監査項目及び監査の実施時期その他の監査の実施に係る事項を定めた監査計画を作成し、会長に通知した上、同計画に基づき、次の事項について監査を行い、監査報告を作成し、会長及び内閣総理大臣に提出する。

- ①業務が法令等に従って適正に実施されているか否かに関する事項
- ②法第1条の目的及び法第42条に規定する中期的な活動計画に定める目標の達成に向けた業務の実施状況
- ③内部統制システムの整備及び運用状況に関する事項
- ④財務及び会計に関する事項
- ⑤その他法人の業務の適正かつ効果的な実施及び財務の適正性の確保のために必要な事項

また、監査の結果に基づき、必要があると認めるときには、会長又は内閣総理大臣に意見を提出する。

(2) 経理や契約の適正性

当法人が法第45条に基づき毎事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出する財務諸表及び決算報告書の添付資料として、それらの内容の適正性を証明する監査報告を作成する。また、随意契約の適正性を含めた入札・契約状況をチェックする。

(3) 書類の調査

当法人が法、準用通則法（法第52条において準用する独立行政法人通則法）等に基づき、内閣総理大臣に提出する書類を調査する。

(4) 意見の提出等

法第20条第1項の規定に基づき、当法人の役員、役員以外の会員又は職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれのある事実があると認めるとき、又は法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、同項に従って必要な報告を行う。

4. 必要な資格・経験等

- ・ 中立性・公平性を担保して監査業務を遂行できるよう、人格高潔で高い倫理観を有していること。
- ・ 法第1条の目的、法第2条の基本理念等を踏まえ、的確に監査業務を遂行できる十分な能力及び経験を有していること。
- ・ 民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体に係る組織・制度等の管理経験を有し、300人規模※の組織の監査を、自己の判断に基づき、適切に遂行できる十分な能力を有していること。

※日本学術会議は、250名の会員（令和11年10月までは230名）及び約50名の事務局職員を擁する。

5. 勤務条件

(1) 勤務条件

- ・ 勤務形態：非常勤
- ・ 勤務地：日本学術会議（東京都港区六本木7-22-34）
- ・ 勤務時間等：非常勤役員であることから勤務時間、休暇の定めはないものの、月に数回程度の出勤を想定。
- ・ 給与：約327万円（月6回出勤の場合）及び出勤に要する交通費
- ・ その他：給与等の条件は変わることがある。

(2) 選考方法

- ・ 公募により以下のとおり選考する。
 - ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）

- ② 二次選考（面接審査）
 - ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て内閣総理大臣が指名（法附則第8条第2項及び第3項に基づき令和8年10月1日までに指名し、同日任命されたものとされる。）
- ※ 公募による手続で適任者が選考できなかった場合には、別途、外部有識者等による推薦の手続により選考を行う場合がある。

6. 応募方法

（1）応募書類等

・ 履歴書

- 顔写真（3か月以内に撮影）を添付すること。
- 学歴は、義務教育終了時から年代順に記入すること。
- 職歴は、会社（又は法人）名、所属部署、役職名を記入するとともに、職務内容、所属組織の概要・規模・職責等を別添として記載すること。
- 連絡用の携帯電話番号及び電子メールアドレスを記入すること。

※ これまでの職務の経歴について、勤務先名、役職、在職期間、担当業務などできるだけ具体的に記述する。なお、別紙として添付することも可能。

- ・ 自己アピール文書（A4（40字×40行）で2枚以内。当法人の目的及び監事の職務内容に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や、業務を的確に運営することができる能力等について簡潔にまとめること。）

※ 応募書類等については、一切返却しませんので予め御了承ください。

（2）応募先

内閣府ホームページの「日本学術会議監事の公募について」に掲載している登録フォームへ氏名・電話番号・メールアドレス等を御登録ください。一度、返信メールを差し上げますので、そのメールアドレスへ応募書類を添付の上、御提出ください。

※ 応募書類提出時のメールの件名は必ず、「【応募書類提出】日本学術会議監事」としてください。

【応募フォーム登録期間】

令和8年6月17日（水）～令和8年7月14日（火）12時00分

【応募書類受付期間】

令和8年6月17日（水）～令和8年7月14日（火）17時00分

（郵送の場合）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府大臣官房人事課企画係

※ 封筒の表に「日本学術会議監事応募書類在中」と朱書きしてください。

(3) 応募期限

令和8年7月14日（火）必着

(4) 応募後の御連絡

応募書類受領後、7営業日以内にメールにて応募書類受領連絡をいたします。

また、一次選考を通過した方にのみ、7月下旬頃に御連絡いたします。

※応募者が多数の場合、御連絡が遅れることがあります。

7. 欠格事由等

法第23条第2項及び第5項により、当法人の会員である場合、政府又は地方公共団体の常勤職員（日本学術会議法施行令（令和7年政令第299号）第1条に定める教育公務員及び研究公務員を除く。）である場合は監事となることはできない。

【参考】

日本学術会議法（令和7年法律第70号）

（監事の任命等）

第二十三条 監事の員数は、二人とする。

2 監事は、会員以外の者から、内閣総理大臣が任命する。

3 監事の任期は、その任命後三年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第四十五条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 監事は、再任されることができる。

5 第九条第五項の規定は、監事について準用する。

第九条 略

2～4 略

5 政府又は地方公共団体の職員（非常勤のもの及び政令で定める教育公務員又は研究公務員であるものを除く。）は、会員となることができない。

日本学術会議法施行令（令和7年政令第299号）

（教育公務員及び研究公務員の範囲）

第一条 日本学術会議法（令和七年法律第七十号。以下「法」という。）第九条第五項（法第二十三条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める教育公務員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学

長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）とする。

- 2 法第九条第五項の政令で定める研究公務員は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する試験研究機関等に勤務する国家公務員であって、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受けるもののうち、研究職俸給表の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級以上の級であるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員とする。

8. 問合せ先

（公募手続に関する問合せ先）

内閣府大臣官房人事課企画係 03-5253-2111（内線 31321）

（職務内容に関する問合せ先）

内閣府大臣官房総合政策推進室 03-5253-2111（内線 38286）

このほか、監事の職務・権限等については、法の関係規定を御参照ください。

URL: https://laws.e-gov.go.jp/law/507AC0000000070/20261001_00000000000000#Mp-

Ch_2-Se_2-At_9